

= 尼崎市職員労働組合との交渉状況 =

論 矣

平成 24 年度第 8 号
通 算 第 5 1 8 号
平成 25 年 1 月 21 日

尼崎市役所総務局
人事管理部給与課

給与削減措置及び退職手当制度の改正等について

1 月 9 日午後 4 時 30 分から午後 5 時まで、中央公民館視聴覚室において、平成 25 年度以降の給与削減措置及び退職手当制度の改正等について交渉を行った。

今回の交渉の主な目的

平成 24 年 11 月 13 日に提案した平成 25 年度以降の給与削減措置及び退職手当制度の改正等について協議するため、平成 24 年 12 月 20 日の交渉を経て、改めて交渉の場を持った。

組合への提案等

給与削減措置について（メモ） [【別紙】](#)

具体的な交渉内容

協議の要旨

前回までの交渉及び賃金小委員会での協議を踏まえ、修正提案メモを提示したうえで、改めて給与削減措置等について協議を行った。

組合の主張	当局の回答
1・2 級の削減率にかかる修正が示されたが、今回の修正提案の趣旨は。	前回までの交渉等労使での協議を踏まえ、若手職員への負担軽減という観点から、特に組合から強い要求のあった 1 級及び 2 級の削減率について、当初の 3 % を 2 % に軽減する修正の提案を行った。一方、人件費での 4.5 億円の財源対策の必要性から、課長級以上の削減率を引き上げることにより対応するものである。
6 級以上の削減率はどのように考えているのか。	6 級及び 7 級の削減率が 4 %、8 級が 5 % と考えている。

<p>改めて、級別の効果額を聞かせてもらいたい。</p>	<p>平成 24 年 4 月 1 日現在の行政職給料表適用者の現員で試算すると、1 級で 17,506 千円、2 級で 7,319 千円、3 級で 40,762 千円、4 級主任で 57,130 千円、4 級係長で 60,412 千円、5 級で 28,850 千円、6 級で 36,312 千円、7 級で 12,380 千円、8 級で 4,777 千円の効果額となる。</p>
<p>来年度も新規採用者がいると思うが、その募集要項では、この 2 %削減についても記載しているのか。</p>	<p>平成 25 年 4 月 1 日採用を予定しており、その募集にあたっては、給与削減前の本来の給料表に基づく額をベースに示している。</p> <p>なお、採用予定者にはこれまでと同様、採用日までの説明会等において、給与削減への取組内容についても伝える予定である。</p>
<p>給料が削減されることで、他都市へ人材が流出するのではないか。</p>	<p>受験者の多くが金銭面のみをもって受験しているものではないと考えている。</p> <p>なお、面接時においても、賃金のみではなく仕事のやりがいなども含めた確認を行い、採用を決定している。</p>
<p>確認であるが、本来は給料表どおりの 100%の額を支払うべきであるという認識は労使での共通認識である。そのうえで、これまでも長期間の給与削減を実施しているが、削減措置というのは、緊急事態に対処するためのものであることを踏まえ、3 年後には削減措置を廃止するという覚悟を述べてもらいたい。</p>	<p>前回の交渉でも申し上げているとおり、条例規定どおりの給与を支給することが本来の姿であると考えている。</p> <p>また、結果的に給与削減措置が長期に及んでいることについても重く受け止めており、3 年後には、削減措置をしなくても済むような財政状況に改善するよう、できる限り努力していきたいと考えている。</p>
<p>財政状況を理由に給与削減が行われる以上、市の財政状況について、組合に対して明らかにする機会をこれまでと同様に確実につくってもらいたい。</p>	<p>本市の財政状況にかかる説明は必要と考えており、従前どおり行っていきたい。</p>
<p>平成 25 年度以降の給与削減期間中に、人事院勧告で引下げ改定が示された場合でも、12 月期支給の一時金による年間調整（減額）は行わないことを含めてのものと考えていいのか。</p>	<p>これまでの経過については認識しているが、現時点で断言できるものではない。</p>

<p>上位級の負担が大きい現行の削減率では、昇任・昇格に際しての職員のモチベーションに影響があるとのことから、当局は一律削減を提案したとの説明であった。だが、モチベーションの維持が必要なのは、昇任・昇格する職員だけではなく、昇任・昇格のない多くの一般職員についても同様である。管理職のモチベーションさえ守られればいいというものではない。</p>	<p>管理職だけのモチベーションの問題であるとはいこれまでも一言も申し上げていない。また、そのように思ってもいない。</p> <p>定数削減や給与削減により、職員のモチベーションの向上が難しくなっていることを認識するなかで、全ての職員に対し、昇任・昇格する際の影響を考慮し、削減率は基本的には一律とすべきと考えたものである。</p>
<p>昇格した者のみが、頑張っているのではないということも熟考し、4級問題の進展についても充分検討してもらいたい。</p> <p>4級問題については、労使で意見の相違が大きいが、組合の意見も充分取り入れてくれるのか。</p>	<p>お互いの主張が乖離していることは認識している。組合の主張のみを取り入れることはできないが、少なくとも努力している者の処遇については充分に検討する必要があると考えており、当局としてできる範囲で解決へ向け進めていきたい。</p>

課題解決への方向性

組合は、本日の修正提案を受け、一定の判断を行うとした。

また、退職手当の改正については、希望退職の再募集など、対象者への丁寧な対応を当局に要求し、本日の交渉を終えた。

以上
(給与課)

給与削減措置について（メモ）

H25.1.9

『給与削減措置について（メモ）』の「1 実施内容」を次のとおり修正する。

1 実施内容

給料月額を3%減じる（任期付職給料表適用者を除く。）。ただし、行政職給料表1級及び2級については、削減率を2%とする。

なお、諸手当については、給料月額削減の影響を及ぼさない。

以上
（給与課）

<参考：当初提案内容>

給与削減措置について（メモ）

H24.11.13

平成25年度以降の給与削減措置について、以下のとおりとする。

1 実施内容

給料月額を、一律3%減じる。（任期付職給料表適用者を除く。）

なお、諸手当については、給料月額削減の影響を及ぼさない。

2 実施時期

平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間

3 諾否について

本回答に対する諾否については、平成25年1月11日（金）までにされたい。

以上
（給与課）

妥結事項

平成 24 年 11 月 13 日、11 月 19 日、12 月 20 日及び平成 25 年 1 月 9 日の交渉の結果を受け、平成 25 年 1 月 18 日に次の項目について妥結に至った。

1 給料削減措置（平成 25 年 4 月 1 日実施）

平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 3 年間、給料月額を 3 % 減じる（任期付職給料表適用者を除く。）。ただし、行政職給料表 1 級及び 2 級については、削減率を 2 % とする。

なお、諸手当については、給料月額削減の影響を及ぼさない。

2 退職手当の改正（実施日：平成 25 年 4 月 1 日実施）

(1) 退職手当の調整率（尼崎市職員退職手当支給条例附則第 3 項に規定する割合）を、退職理由及び勤続年数にかかわらず、全ての退職者に適用し、次のとおり段階的に引下げる。

期間	調整率
現行	104/100
H25. 4. 1 ~ H26. 3. 31	98/100
H26. 4. 1 ~ H27. 3. 31	92/100
H27. 4. 1 以降	87/100

(2) 平成 19 年度給与構造改革時の退職手当の現給保障額の見直し

平成 19 年 3 月 31 日時点で退職したものと仮定したうえで算出する退職手当の額に、次のとおり調整率を乗じることとする。

なお、平成 19 年 3 月 31 日時点の勤続期間が 20 年以上の者（42 年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものと及び 37 年以上 42 年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く）にあつては、「98/100」は「98/104」、「92/100」は「92/104」、「87/100」は「87/104」とする。

期間	調整率
H25. 4. 1 ~ H26. 3. 31	98/100
H26. 4. 1 ~ H27. 3. 31	92/100
H27. 4. 1 以降	87/100

(3) 定年前早期退職者に係る特例措置の拡充

定年前早期退職の対象者について、勤続 20 年以上で 45 歳以上に改正し、割増率については、1 年につき 3 % の範囲内に改正する。

その他（職員の市有施設敷地内の駐車利用料の徴収について）

平成 25 年 1 月 18 日に、駐車利用料の徴収については組合としても一定理解しているが、障害者に対する減免措置が 5 割に留まっている点は納得できないため、現時点においては合意することはできないとの報告が組合からあった。

しかし、組合としても一定理解している点を踏まえ、実施に向けて進めていくこととするが、運用の詳細部分について、なお協議が必要な施設もあることから、必要な事項については各支部で協議を行ったうえで実施していくこととする。